平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第110号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

| 温泉法施行細則(平成 12 年岩手県規則第 68 号)の一部を次の | りように改正する。 |
|---------------------------------------|---|
| 改正前 | 改正後 |
| (掘削の許可の申請) | (掘削の許可の申請) |
| 第2条 省令第1条の申請書は、温泉掘削許可申請書(様式第 | 第2条 省令 <u>第1条第1項</u> の申請書は、 <u>別に定める様式による</u> 温 |
| <u>1号)</u> によらなければならない。 | 泉掘削許可申請書によらなければならない。 |
| 2 法第3条第1項の許可に係る条例第2条第1項の規則で | 2 法第3条第1項の許可に係る条例 <u>第2条</u> の規則で定める書 |
| 定める書類は、次に掲げるとおりとする。 | 類は、次に掲げるとおりとする。 |
| (1)~(7) [略] | (1)~(7) [略] |
| (有効期間の更新の申請) | (有効期間の更新の申請) |
| 第3条 省令第2条の申請書は、温泉掘削許可等有効期間更新 | 第3条 省令第2条の申請書は、別に定める様式による温泉掘削 |
| 申請書 <u>(様式第2号)</u> によらなければならない。 | 許可等有効期間更新申請書によらなければならない。 |
| | (掘削許可等を受けた者である法人等の地位の承継の承認の |
| | 申請)_ |
| | 第3条の2 省令第3条第1項の申請書は、別に定める様式によ |
| | る温泉掘削(増掘・動力装置)許可承継(合併、分割)承認申 |
| | 請書によらなければならない。 |
| | 2 前項の申請書には、省令第3条第2項に規定する書類のほ |
| | か、次に掲げる書類を添付しなければならない。 |
| | (1) 法第3条第1項又は第11条第1項に係る許可書 |
| | (2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法 |
| | 人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置の事業を承 |
| | 継する法人の定款又は寄附行為の写し |
| | 第3条の3 省令第4条第1項の申請書は、別に定める様式によ |
| | る温泉掘削(増掘・動力装置)許可承継(相続)承認申請書に |
| | よらなければならない。 |
| | 2 前項の申請書には、省令第4条第2項に規定する書類のほ |
| | か、法第3条第1項又は第11条第1項に係る許可書を添付しな |
| | ければならない。_ |
| (工事の完了又は廃止の届出) | (工事の完了又は廃止の届出) |
| 第4条 省令 <u>第3条</u> の届出書は、完了の場合にあっては温泉掘 | 第4条 省令 <u>第5条</u> の届出書は、完了の場合にあっては <u>別に定め</u> |

- 第4条 省令<u>第3条</u>の届出書は、完了の場合にあっては温泉掘削許可等工事完了届<u>(様式第3号)</u>に、廃止の場合にあっては温泉掘削許可等工事廃止届<u>(様式第4号)</u>によらなければならない。
- 2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる<u>もの</u>とする。
 - (1) 法<u>第15条第1項</u>の登録を受けた者の行った鉱泉分析
- 第4条 省令<u>第5条</u>の届出書は、完了の場合にあっては<u>別に定める様式による</u>温泉掘削許可等工事完了届に、廃止の場合にあっては<u>別に定める様式による</u>温泉掘削許可等工事廃止届によらなければならない。
- 2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる<u>とおり</u>とする。
 - (1) 法<u>第19条第1項</u>の登録を受けた者の行った鉱泉分析試

試験成績書(以下「温泉成分分析表」という。)の写し

(2) [略]

(増掘又は動力の装置の許可の申請)

- 請書(様式第5号)によらなければならない。
- 2 法第9条第1項の許可に係る条例第2条の規則で定める 書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第2条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる書類 及び図面

 $(2)\sim(4)$ 「略]

きは、分析完了後速やかに提出するものとする。

(しゅんせつ等の工事の届出)

分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書により行わなければな らない。

| 区分 | 届出書 |
|------------|------------------------|
| 条例第6条第1号に掲 | 温泉しゅんせつ工事届 <u>(様式第</u> |
| げる工事 | 6号) |
| 条例第6条第2号に掲 | 動力装置変更届 (様式第7号) |
| げる工事 | |

(自然ゆう出水の届出)

8号) により行わなければならない。

2 [略]

(採取等の届出)

第8条 条例第8条の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応|第8条 条例第8条の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応 じ、同表の中欄に掲げる届出書に同表の右欄に掲げる書類及 び図面を添付して行わなければならない。

| 0 HH 2 1341 | | |
|-------------|----------------------|------|
| 区 分 | 届出書 | 添付書類 |
| 条例第8条第 | 温泉採取届 (様式第9号) | [略] |
| 1号の場合 | | |
| 条例第8条第 | 温泉所在地変更届 <u>(様式第</u> | [略] |
| 2号の場合 | 10 号) | |
| 条例第8条第 | 温泉採取権者変更届 (様式 | [略] |
| 3号の場合 | 第 11 号) | |
| 条例第8条第 | 温泉再分析届(様式第 12 | [略] |
| 4号の場合 | 号) | |
| 条例第8条第 | ゆう出路廃止届 (様式第 13 | |
| 5号の場合 | 号) | |

験成績書(以下「温泉成分分析表」という。)の写し

(2) [略]

(増掘又は動力の装置の許可の申請)

- 第5条 省令第4条の申請書は、温泉増掘(動力装置)許可申│第5条 省令第6条第1項の申請書は、別に定める様式による温 泉増掘(動力装置)許可申請書によらなければならない。
 - 2 法第11条第1項の許可に係る条例第2条の規則で定める書 類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第2条第2項第1号から第3号までに掲げる書類及び 図面

 $(2)\sim(4)$ 「略]

3 前項第2号の掲げる書類は、申請の時点で分析が未了のと 3 前項第2号に掲げる書類は、申請の時点で分析が未了のとき は、分析完了後速やかに提出するものとする。

(しゅんせつ等の工事の届出)

第6条 条例第6条の届出は、次の表の左欄に掲げる工事の区┃第6条 条例第6条の届出は、次の表の左欄に掲げる工事の区分 に応じ、同表の右欄に掲げる届出書により行わなければならな V

| 区分 | 届出書 |
|------------|----------------|
| 条例第6条第1号に掲 | 別に定める様式による温泉しゅ |
| げる工事 | んせつ工事届 |
| 条例第6条第2号に掲 | 別に定める様式による動力装置 |
| げる工事 | 変更届 |

(自然ゆう出水の届出)

第7条 条例第7条の届出は、自然ゆう出温泉分析届(様式第┃第7条 条例第7条の届出は、別に定める様式による自然ゆう出 温泉分析届により行わなければならない。

2 「略]

(採取等の届出)

じ、同表の中欄に掲げる届出書に同表の右欄に掲げる書類及び 図面を添付して行わなければならない。

| 区 分 | 届出書 | 添付書類 |
|--------|--------------|------|
| 条例第8条第 | 別に定める様式による温泉 | [略] |
| 1号の場合 | 採取届 | |
| 条例第8条第 | 別に定める様式による温泉 | [略] |
| 2号の場合 | 所在地変更届 | |
| 条例第8条第 | 別に定める様式による温泉 | [略] |
| 3号の場合 | 採取権者変更届 | |
| 条例第8条第 | 別に定める様式による温泉 | [略] |
| 4号の場合 | 再分析届 | |
| 条例第8条第 | 別に定める様式によるゆう | |
| 5号の場合 | 出路廃止届 | |

(譲渡の届出)

第9条 条例第9条の届出は、温泉譲渡(相続)届(様式第14 第9条 条例第9条の届出は、別に定める様式による温泉譲渡 号) により行わなければならない。

2 [略]

(相続の届出)

号) により行わなければならない。

(利用の許可の申請)

- 15号)により、浴場(浴槽)又はこれに類似する施設ごとに 提出しなければならない。
- ればならない。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(6) 飲用に供することの許可申請の場合は、次に掲げる項 目について検査を行った水質検査成績書の写し。ただし、 第1号又は第2号の書類が分析後1年以内のものである 場合には、<u>エからケ</u>に掲げる項目を除く。

ア~ケ 「略]

- (7) 前号のア、イ及びウに掲げる項目については、検査後 1か月以内のものとする。
- (8) 「略]

(掲示内容の届出)

は様式第16号、飲用に供する場合にあっては様式第17号によ

(譲渡の届出)

- (相続) 届により行わなければならない。
- 2 [略]

(相続の届出)

第10条 条例第10条の届出は、温泉譲渡(相続)届(様式第14 第10条 条例第10条の届出は、別に定める様式による温泉譲渡 (相続) 届により行わなければならない。

(利用の許可の申請)

- 第11条 省令第5条の申請書は、温泉利用許可申請書<u>(様式第</u> 第11条 省令<u>第7条第1項</u>の申請書は、別に定める様式による温 泉利用許可申請書により、浴場(浴槽)又はこれに類似する施 設ごとに提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなけ 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなけれ ばならない。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(6) 飲用に供することの許可申請の場合は、次に掲げる項目 について検査を行った水質検査成績書の写し。ただし、第1 号又は第2号の書類が分析後1年以内のものである場合に は、エからケまでに掲げる項目を除く。

ア~ケ 「略]

- (7) 前号のアからウまでに掲げる項目については、検査後1 か月以内のものとする。
- (8) 「略]

(温泉の利用の許可を受けた者である法人等の地位の承継の 承認の申請)

- 第11条の2 省令第8条第1項の申請書は、別に定める様式によ る温泉利用許可承継(合併、分割)承認申請書によらなければ ならない。
- 2 前項の申請書には、省令第8条第2項に規定する書類のほ か、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法第15条第1項に係る許可書
 - (2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法 人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業 を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- 第11条の3 省令第9条第1項の申請書は、別に定める様式によ る温泉利用許可承継(相続)承認申請書によらなければならな
- 2 前項の申請書には、省令第9条第2項に規定する書類のほ か、法第15条第1項に係る許可書を添付しなければならない。 (掲示内容の届出)
- 第12条 法第14条第1項の掲示は、浴用に供する場合にあって 第12条 法第18条第1項の掲示は、浴用に供する場合にあっては 別に定める様式による温泉の成分、成分に影響を与える項目並

り行わなければならない。

2 法第14条第3項の届出は、温泉の掲示内容届(様式第18号) により行わなければならない。

(登録の申請)

式第19号) によらなければならない。

(登録事項の変更の届出)

(様式第20号) によらなければならない。

(温泉成分分析の業務の廃止の届出)

式第21号) によらなければならない。

(申請書の提出部数)

第16条 省令第1条、第4条、第5条及び第8条の申請書は、 正副2部提出しなければならない。

(ゆう出量等の報告)

- に定める様式によらなければならない。
 - (1) 溶雪期、渇水期におけるゆう出量等の報告 温泉状況 報告書(様式第22号)
- (2) 温泉の成分、ゆう出量又は温度に著しい変化が生じた 場合の報告 温泉変動報告書(様式第23号)

(氏名等の変更の届出)

により行わなければならない。

2 「略]

(変更工事の届出)

第19条 条例第12条の届出は、温泉利用者許可施設変更届(様 | 第19条 条例第12条の届出は、別に定める様式による温泉利用者 式第25号) により行わなければならない。

2 「略]

(利用の廃止等の届出)

の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を提 出しなければならない。

| 区 分 | 届出書 |
|------------|--------------------|
| 条例第13条第1項の | 温泉利用廃止届 (様式第 26 号) |
| 廃止の場合 | |

びに禁忌症、入浴上の注意及び適応症、飲用に供する場合にあ っては別に定める様式による温泉の成分並びに禁忌症、飲用上 の注意及び適応症により行わなければならない。

2 法第18条第4項の届出は、別に定める様式による温泉の掲示 内容届により行わなければならない。

(登録の申請)

第13条 省令第8条の申請書は、温泉分析機関登録申請書(様 │第13条 法第19条第2項の申請書は、別に定める様式による温泉 分析機関登録申請書によらなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第14条 省令第11条の届出書は、温泉分析機関登録事項変更届│第14条 省令第15条第1項の届出書は、別に定める様式による温 泉分析機関登録事項変更届によらなければならない。

(温泉成分分析の業務の廃止の届出)

第15条 省令第12条の届出書は、温泉分析機関業務廃止届(様┃第15条 省令第16条の届出書は、別に定める様式による温泉分析 機関業務廃止届によらなければならない。

(申請書の提出部数)

第16条 法第19条第2項並びに省令第1条第1項、第3条第1 項、第4条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1 項及び第9条第1項の申請書は、正副2部提出しなければなら ない。

(ゆう出量等の報告)

- 第17条 法第30条の報告は、次に掲げる区分に応じ、当該各号┃第17条 法第34条の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める様式によらなければならない。
 - (1) 溶雪期、渇水期におけるゆう出量等の報告 別に定める 様式による温泉状況報告書
 - (2) 温泉の成分、ゆう出量又は温度に著しい変化が生じた場 合の報告 別に定める様式による温泉変動報告書 (氏名等の変更の届出)
- 第18条 条例第11条の届出は、温泉利用者変更届 (様式第24号) │第18条 条例第11条の届出は、別に定める様式による温泉利用者 変更届により行わなければならない。
 - 「略]

(変更工事の届出)

許可施設変更届により行わなければならない。

2 「略]

(利用の廃止等の届出)

第20条 条例第13条第1項の届出をしようとする者は、次の表 │第20条 条例第13条第1項の届出をしようとする者は、次の表の 左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を提出し なければならない。

| 区 分 | 届出書 |
|------------|-----------------|
| 条例第13条第1項の | 別に定める様式による温泉利用廃 |
| 廃止の場合 | 止届 |

| 条例第13条第1項 | 温泉利用休止届_ | (様式第 27 号) |
|-----------|----------|------------|
| の休止の場合 | | |

- 13条第1項に係る許可書を添付しなければならない。
- 3 条例第13条第2項の届出は、温泉利用再開届(様式第28号) により行わなければならない。

(死亡等の届出)

第21条 条例第14条の届出は、温泉利用廃止届(様式第26号) により行わなければならない。

| 条例第13条第1項 | 別に定める様式による温泉利用休 |
|-----------|-----------------|
| の休止の場合 | 止届 |

- 2 前項の条例第13条第1項の廃止の場合には、届出書に法第 2 前項の条例第13条第1項の廃止の場合には、届出書に法第15 条第1項に係る許可書を添付しなければならない。
 - 3 条例第13条第2項の届出は、別に定める様式による温泉利用 再開届により行わなければならない。

(死亡等の届出)

第21条 条例第14条の届出は、別に定める様式による温泉利用廃 止届により行わなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第28号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。
- 2 この規則による改正後の温泉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同 日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の温泉法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。